令和6年度 鹿児島市一般廃棄物処理実施計画

計画の目的

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条第 1項」に基づき定められた「鹿児島市一般廃棄物処理基本計画」の推進及び実施のために 必要な事項を定めるものである。

ごみ処理実施計画

- 1 対象地域 本市の行政区域内全域
- 2 対象となる廃棄物 本市内で発生するごみ
- 3 計画期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 処理計画量

ごみ・資源物排出量	内訳		
この・貝伽彻伊山里	計画収集	直接搬入	
194, 262 t	135,087t	59, 175 t	

市民1人1日当たりごみ・資源物排出量	897 g /人 目
--------------------	------------

市民1人1日当たり家庭ごみ量	462 g /人日
----------------	-----------

最終処分量	25,611t
-------	---------

※「最終処分量」とは、もやせないごみ・一部の粗大ごみ・処理残渣などを埋立処分場で処理する量

	内訳				
資源化量	八川山生	※中間処理に	資源物回収	足胆次派ル	
	分別収集	よる資源化	活動回収量	民間資源化	
42,670t	28,660t	2,392t	1,646t	9,972t	

※「中間処理による資源化」とは、焼却施設・粗大ごみ処理施設で処理する過程で資源化できた量

資源化率	
20.	7%

※資源化率=資源化量÷ (ごみ排出量+資源物回収活動回収量+民間資源化)

5 令和6年度の取組

(1)【基本方針1】3Rの推進

3 Rの推進による資源の有効活用や食品ロスの削減などについて、市民・事業者への意識啓発を図るとともに、プラスチックの資源循環への取組を進める。

【基本施策1】減量化・資源化の推進

【施策】広報啓発の充実と市民団体等への活動支援

市民・事業者・市民活動団体・行政が連携して3Rをさらに推進していくため、 広報啓発の充実による実践的な取組を推進するとともに、市民活動団体等が行うリ サイクル活動等への支援を行い、ごみの減量化・資源化を進める。

○主な事業・取組

3 R推進事業

- ・家庭のごみ出しカレンダーの作成・配布
- ・ごみ分別促進アプリの配信
- ・町内会等各種団体へ出向いたごみ分別説明会の開催
- ・児童作品コンクールの開催
- ・小学4年生への社会科学習資料の作成・配布
- ・学生向けごみ分別マナー講座の開催
- ・店頭回収を行っている店舗やフリーマーケットの開催等に関する情報提供 みんなで取り組むごみ減量 P R 事業
 - インターネット等の活用

資源物回収活動の活性化推進事業

・市民団体が実施する資源物回収活動の回収量に応じた補助

食品ロス削減推進事業

- ・食品ロス削減推進委員会の設置
- ・食品ロス削減モニターの募集・活用

食品ロス削減マッチングサービス導入事業

・フードシェアリングサービスの導入等

かごしま環境未来館管理運営事業

- ・3Rに関連する講座の開催
- リユース・リサイクルショップの運営
- ・インターネットによる不用品交換情報の提供

【施策】資源物の有効活用

市民及び事業者が排出する資源物の有効利用を図るため、さらなる資源物の分別 徹底に取り組み、資源化率の向上を図る。

○主な事業・取組

資源化推進事業

- ・古紙類、電球・蛍光灯、乾電池、スプレー缶類及び金属類の資源化の推進
- ・リチウムイオン電池等の分別収集の追加

小型家電リサイクル事業

・使用済小型電子機器等のボックス回収

剪定枝資源化事業

・剪定枝粉砕機の無料貸出や購入費助成及び戸別収集の実施

ホームフードリサイクルグリーン事業

・生ごみ処理機器の購入費助成

羽毛循環リサイクル事業

・羽毛布団の資源化推進

【基本施策2】プラスチック資源循環への取組

【施策】ワンウェイプラスチックの排出抑制等

飲料カップなどのワンウェイプラスチックの排出抑制や環境に配慮したプラスチック製品の利用促進及び排出されたプラスチック製品の適正処理に取り組む。

○主な事業・取組

脱プラスチック生活チャレンジ事業

・関係団体と連携したワークショップ等の開催

プラスチック資源循環推進事業

・プラスチック製品の資源化の試験実施

【施策】海洋プラスチック問題に対する意識啓発

市民・事業者に対し、市民活動団体等と連携して海洋プラスチック問題に対する理解を促し、ペットボトルなどのポイ捨て・不法投棄の防止に向けた意識啓発を図るとともに清掃活動を推進し、プラスチックの海洋流出を抑制するための取組を進める。

○主な事業・取組

脱プラスチック生活チャレンジ事業 (再掲)

・関係団体と連携したワークショップ等の開催

(2)【基本方針2】廃棄物の適正処理の推進

効率的で超高齢社会等に対応した収集・運搬やごみステーションの美化の推進、不 適正処理の防止等に向けた監視・指導の強化に取り組む。

【基本施策1】超高齢社会等に配慮した収集・運搬の推進

【施策】効率的な収集・運搬の推進

ごみステーションは、地域団体等により清潔に保たれるように維持・管理が行われている。今後も引き続き、周辺の美化を推進するとともに、維持管理については、 市民と行政が協力して行う。また、環境へ配慮したごみ収集車の更新を検討する。

○主な事業・取組

ごみステーション整備費補助金

・ごみステーションの整備費助成

粗大ごみ受付システムオンライン化事業

・令和7年1月システム更新及びWeb受付・電子決済の導入

ごみ収集車等整備事業

・老朽化したごみ収集車等の買換え(中型車3台 普通ダンプ1台 軽貨物1台)

【施策】高齢化の進行等に伴う支援

まごころ収集のさらなる周知策など、高齢化の進行等に伴うごみ出し支援について検討する。

○主な事業・取組

家庭ごみの高齢者等戸別収集サービス(まごころ収集)事業

・家庭ごみを自らごみステーションに運ぶことが困難な高齢者等に対する戸別 収集の支援 【基本施策2】安全で効率的な処理・処分

【施策】施設の適正な維持管理

ごみや資源物を適正かつ安心・安全に処理していくために、施設の効率的な運営を行うとともに、長寿命化を図るための計画的な設備更新や改良工事を行う。

○主な事業・取組

北部清掃工場施設整備事業

- ・北部清掃工場の焼却施設等における設備機器類の機能維持のための整備 リサイクルプラザ施設整備事業
- ・リサイクルプラザの施設における設備機器類の機能維持のための整備 横井埋立処分場維持管理等整備事業
 - ・横井埋立処分場の維持管理のための整備

横井埋立処分場(2工区3期)整備事業

・横井埋立処分場の安定的な埋立処分を行うための整備

【基本施策3】監視・指導体制の強化

【施策】指導員の設置等

不法投棄等のごみの不適正処理を防止するため、監視体制の強化等を行うほか、 事業所から排出される一般廃棄物については、減量化や資源化を促進するため指導 を強化する。

○主な事業・取組

廃棄物適正処理指導事業

- ・多量排出事業所からの減量に関する計画書や収集・運搬許可業者からの処理 実績報告書等の徴収
- ・事業所等での出前講座の開催による啓発
- ・事業所向け広報チラシの作成・配布

廃棄物監視指導員設置事業

・監視指導員によるごみステーションからのごみ及び資源物の持ち去り行為の 防止・廃棄物監視指導員による監視パトロールの実施

事業系ごみ減量推進事業

・清掃工場での搬入検査の強化

(3)【基本方針3】エネルギー源としての廃棄物の有効利用

清掃工場においては、エネルギー源としての廃棄物の有効利用や高効率発電の推進 を図る。

【基本施策1】バイオガスの有効利用と高効率発電の推進

【施策】南部清掃工場(バイオガス施設・高効率発電施設)の運営

ゼロカーボンシティかごしまの実現に向け、バイオガス施設と高効率発電施設の 運営を行う。

○主な事業・取組

南部清掃工場運営事業

・ごみ焼却施設の運営及びごみ焼却廃熱を利用した発電やバイオガスの有効利 用によるエネルギーの有効活用

【施策】北部清掃工場基幹的設備改良

ゼロカーボンシティかごしまの実現に向け、ごみ焼却施設の延命化及びCO2排

出量削減を図るため、重要機器等の大規模な更新や改良を行う。

○主な事業・取組

北部清掃工場ごみ焼却施設基幹的設備改良事業

・重要機器等の大規模な更新・改良工事

6 収集·運搬計画

(1) 市で収集するごみ・資源物

市で収集するごみ・資源物は、一般家庭の日常生活活動に伴って生じたごみ・資源物とする。ステーション収集における家庭のごみ・資源物の収集日は、地域ごとに定められた収集日とし、収集日当日に、朝8時までに排出するものとする。

ア ステーション収集・戸別収集・拠点回収

令和6年4月から令和6年12月

ごみ・資源物	み・資源物 収集・運搬				处	1分等	
の種類	主体	回数	排出方法	方式	方法	主体	施設
① もやせる ごみ		週 2 回	台所ごみ、紙くず、木くず、繊維類、プラスチック製品、皮革類、ゴム類等を透明ごみ袋(※)に入れて排出する。	-	焼却		北部清掃工場南部清掃工場
② もやせない ごみ			陶磁器類、ガラス類等を透明ご み袋(※)に入れて排出する。		埋立		横井埋立処分場
③ 缶・びん ④ ペットボトル		2~3 回	キャップ等を外し、軽くゆすぎ、 「缶・びん」と「ペットボトル」 は別の透明ごみ袋(※)に入れて 排出する。		資源化	·	リサイクルプラザ
⑤ プラスチック 容器類		週1回	汚れを取り除き、透明ごみ袋 (※)に入れて排出する。				
⑥~⑨ 古紙	市	週1回	⑥新聞・チラシ⑦段ボール⑧紙 パック⑨雑紙は、それぞれひも で東ねるか紙袋、または透明ご み袋(※)に入れて排出する。	ステーション 収集		民間業者	民間施設
⑩衣類	(直営 及び 委託)		衣類は透明ごみ袋(※)に入れて 排出する。				
① 電球·蛍光灯			「電球・蛍光灯」「乾電池」「スプ				
① 乾電池		月1回	レー			市	北部清掃工場
③ スプレー缶類			(A) (C) (A) C BF III 9 So		_		
⑭金属類			金属製品、電化製品(家電リサイクル法対象品を除く)等を透明ごみ袋(※)に入れて排出する。			民間 業者	民間施設
⑤剪定枝		不定期	電話で申し込み、排出する。	戸別 収集			南部清掃工場 民間施設
①6 使用済小型電子機器等		不定期	専用の回収ボックスに排出する。	拠点 回収		市	北部清掃工場
⑰粗大ごみ (※)		不定期	電話で申し込み、粗大ごみ処理 手数料券を貼付して排出する。	戸別収集	埋立	·	粗大ごみ処理施設 横井埋立処分場

令和7年1月から令和7年3月

ごみ・資源物		<i>7</i> , <i>2</i>	収集・運搬				1分等
の種類	主体	回数	排 出 方 法	方式	方法	主体	施設
① もやせる ごみ		週 2 回	台所ごみ、紙くず、木くず、繊維類、プラスチック製品、皮革類、ゴム類等を透明ごみ袋(※)に入れて排出する。		焼却		北部清掃工場南部清掃工場
② もやせない ごみ		月1回	陶磁器類、ガラス類等を透明ご み袋(※)に入れて排出する。		埋立		横井埋立処分場
③ 缶・びん ④ ヘ゜ットホ゛トル			キャップ等を外し、軽くゆすぎ、 「缶・びん」と「ペットボトル」 は別の透明ごみ袋(※)に入れて 排出する。		111	111	リサイクルプラザ
⑤ プラスチック 容器類		週1回	汚れを取り除き、透明ごみ袋 (※)に入れて排出する。				
⑥~⑨ 古紙		週1回	⑥新聞・チラシ⑦段ボール⑧紙パック⑨雑紙は、それぞれひもで束ねるか紙袋、または透明ごみ袋(※)に入れて排出する。			民間業者	民間施設
⑩衣類	市 (直営 及び		衣類は透明ごみ袋(※)に入れて 排出する。				
①電球・蛍光灯	委託)		「電球・蛍光灯」「乾電池」「スプ		資源化		
②乾電池③スプレー缶類		月1回	レー缶類」「リチウムイオン電池 等」は別の透明ごみ袋(※)に入れて排出する。			市	北部清掃工場
⑭リチウムイオン電 池等(仮称)							
⑮金属類		月1回	金属製品、電化製品(家電リサイクル法対象品を除く)等を透明ごみ袋(※)に入れて排出する。			民間 業者	民間施設
16剪定枝		不定期	電話で申し込み、排出する。	戸別 収集			南部清掃工場 民間施設
① 使用済小型電子機器等		不定期	専用の回収ボックスに排出する。	拠点 回収		市	北部清掃工場
®粗大ごみ (<u>※</u>)		不定期	電話で申し込み、粗大ごみ処理 手数料券を貼付して排出する。	戸別収集	埋立		粗大ごみ処理施設 横井埋立処分場
	I	<u>i </u>		<u> </u>	L	I	

- ※透明ごみ袋の容量は 45L まで
- ※粗大ごみとは、製品としての形状を有し、その最大の辺又は径がおおむね 50cm 以上 200cm 以下であり、かつ重量がおおむね 60 kg以下であるもの及び市長が特 に認めるものをいう。
- イ 水銀添加廃製品の拠点回収

水銀添加廃製品(水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計)は、市役所本庁・各 支所にて市が回収を行い、民間業者において資源化を行う。

(2) 排出者又は許可業者が施設へ直接搬入するごみ・資源物

ア 事業系ごみ

商店、工場、事務所、会社、学校等事業活動に伴い生じた一般廃棄物(事業活動 に伴って生じた産業廃棄物は除く)は、排出者が自ら処理施設へ持ち込むか、市の 許可を持っている一般廃棄物処理業者に収集運搬を委託するものとする。

イ 引越しごみなど家庭から一時的に多量に発生したごみ・資源物 排出者が自ら市の処理施設へ持ち込むか、市の許可を持っている一般廃棄物処理 業者に収集運搬を委託するものとする。

① 鹿児島市が処理できるもの

デス、次近地の呑粕	収集・運搬		処分等	
ごみ・資源物の種類	主体	排出方法	方法	施設
もやせるごみ (事業系ごみについては、調理くずやリ サイクルできない紙くずなどに限る。)	排出者 又は 許可業者	透明ごみ袋に入れる などして排出する。	焼却	北部清掃工場 南部清掃工場
もやせないごみ (事業系ごみについては、職員などが飲 食した際に排出されるものに限る。)		透明ごみ袋に入れる などして排出する。	埋立	横井埋立処分場
缶・びん (事業系ごみについては、職員などが飲食した缶・びんに限る。) ペットボトル (事業系ごみについては、職員などが飲食したペットボトルに限る。) プラスチック容器類 (事業系ごみについては、職員などが飲		キャップ等を外し、軽 くゆすぎ、「缶・びん」 と「ペットボトル」は別 の透明ごみ袋に入れ るなどして排出する。 汚れを取り除き、透明 ごみ袋に入れるなどし	資源化	リサイクルプラザ
食した弁当がら等の容器類に限る。) 粗大ごみ(※)		て排出する。 —		粗大ごみ処理施設

- ※粗大ごみとは、製品としての形状を有し、その最大の辺又は径がおおむね 50cm 以上 200cm 以下であり、かつ重量がおおむね 60 kg以下であるもの及び市長が特 に認めるものをいう。ただし、事業系ごみについては、木製のもの(金属やプラ スチックが付いていないもの)や布団に限る。
- (注)事業系ごみのもやせないごみ、缶・びん、ペットボトル、プラスチック容器 類は個人の消費活動(職員等の飲食など)に伴うものに限る。

② 民間業者が処理できるもの

ごみ・資源物の種類	収集·運搬		処分等	
この・貝伽物の種類	主体	排出方法	方法(許可業者数)	
古紙類			破砕(6社)、破砕・圧縮(3社)、 固形燃料化(3社)、圧縮(2社)、 選別・堆肥化(1社)、選別(1社)	
生ごみ			堆肥化(3 社)、飼料化(2 社)、 選別・堆肥化(1 社)、脱水(1 社)	
草木類	排出者 又は 許可業者	民間業者が定めた方法	破砕(24 社)、固形燃料化(3 社)、 堆肥化(1 社)、選別・堆肥化(1 社)、 飼料化(1 社)、選別(1 社)	
プラスチック製品類			破砕(6社)、固形燃料化(3社)、 圧縮(2社)、減容(3社)、選別(1社)	
繊維製品類			破砕(3 社)、固形燃料化(3 社)、 圧縮(2 社)、選別(1 社)	
金属製品類			破砕(5社)、選別(2社)、圧縮(2社)	
ガラス・陶磁器製品類			破砕(5 社)、選別(1 社)	
コンクリート製品類			破砕(1社)、選別(1社)	

(令和6年3月1日現在)

(3) 市で処理ができないもの

次の品目については、リサイクルが可能であることや、施設での処理が困難であること等の理由により、市は収集運搬及び処分(施設での受入れを含む)を行わない。

ア 特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法) が適用される家電製品 エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

イ 適正処理困難物

ピアノ、鉄柱(長さ2mを超えるもの)、大型温水器(太陽熱温水器を含む)、農機具、タイヤ、コンクリート片、ブロック、砂、土、石(直径3cm以上)、瓦、ガスボンベ、消火器、バッテリー、廃油、灯油、塗料、火薬、農薬などの危険物、在宅医療廃棄物(鋭利なもの)など

(ただし、砂、土、石(直径3cm未満)については、家庭から出たものを自ら施設に鉢やプランター等に入れた状態で搬入する場合は5個を上限に受け入れる。)

ウ 特別管理一般廃棄物

(4) 一般廃棄物収集運搬業の新規許可の方針

本計画におけるごみの発生量と一般廃棄物収集運搬業許可業者の処理能力を比較する と、既存の許可業者で十分処理が可能であることから、生ごみを含む「ごみ」の一般廃 棄物収集運搬業の新規許可は、令和6年度も引き続き原則として行わないものとする。 ただし、引越しや遺品整理等に伴う廃棄物の収集運搬を扱う「ごみ (生ごみを除く)」の一般廃棄物収集運搬業の新規許可は、市民の多様なニーズに対応する必要性があることから、今後も行うものとする。

7 中間処理計画

(1) 焼却処理施設

名	称	北部清掃工場	南部清掃工場
所	在 地	鹿児島市犬迫町 11900 番地	鹿児島市谷山港三丁目3番地3
供	用開始	平成 19 年 4 月	令和4年1月
敷	地面積	51,600m ²	30, 300m ²
処	理方式	連続燃焼式燃焼炉(ストーカ式)	連続燃焼式燃焼炉(ストーカ式)
公	称能力	焼 却:265t/日×2炉	焼却:220t/日 (110t/日×2 炉)
			バイオ:60t/日 (30t/日×2 基)
煙	突 高	80m	59m
備	考	発電設備:	発電設備:
		蒸気タービン·発電機(10,005kW)	蒸気タービン·発電機(4,710kW)
		利用方法:	利用方法:
		場內利用·売電	場内利用・売電
			バイオガス利用設備:
			ガス精製装置(約 4,700Nm³/日)
			利用方法:
			売ガス(都市ガス原料として)

中間処理量 (単位: t)

焼却対象量	154, 213
焼却残渣	17, 366

(2) 粗大ごみ処理施設・リサイクルプラザ

名 称	粗大ごみ処理施設	リサイクルプラザ
所 在 地	鹿児島市犬迫町 11900 番地	鹿児島市犬迫町 11900 番地
供用開始	平成 19 年 4 月	平成 14 年 4 月
敷地面積	51,600m ² (北部清掃工場に併設)	14, 300m ²
処理方式	破砕・選別	選別・圧縮・保管
公称能力	30t/5h	【缶・びん、ペットボトル】
		◆本 館:33t/5h
		◆ 3 号棟: 38t/5h
		【プラスチック容器類】
		◆ 2 号棟:26t/5h
処 理	◆粗大ごみ	◆缶・びん、ペットボトル
対 象 物		◆プラスチック容器類

中間処理量 (単位: t)

Τ 1⊨	「自然性事」 (中位:17)					
細	搬入量:粗大ごみ			5, 702		
芝	処	可燃	然残渣 (焼却処理)	935		
ンみ	理	不燃	然残渣 (埋立処分)	51		
理	内	売	鉄	825		
粗大ごみ処理施設	訳	却	アルミ	23		
		缶・	・びん、ペットボトル	8, 176		
	搬	プラ	ラスチック容器類	6, 549		
	入	電球	球・蛍光灯、乾電池、スプレー缶類	412		
	量	使月	用済小型電子機器等	87		
リ			合計	15, 224		
サ		可燃	然残渣 (焼却処理)	2, 339		
イ		不燃	然残渣 (埋立処分)	2, 555		
ク		売	アルミ・スチール			
ル	<i>h</i> п.	却	ペットボトル	392		
	プ 処 プ 理		ガラスカレット	1,840		
ラ	内内		ペットボトル	1, 161		
ザ	訳	資	プラスチック容器類	5, 246		
	H/ C	源	電球・蛍光灯	49		
		化	乾電池	141		
			スプレー缶類	139		
			使用済小型電子機器等	87		

8 最終処分計画

名 称	横井埋立処分場
所 在 地	鹿児島市犬迫町 11900 番地
供用開始	昭和 61 年 9 月 (2 工区 2 期: 平成 20 年 4 月)
埋立面積	183,300m ² (2 工区 2 期 : 27,000m ²)
埋立容積	5,008,000m³ (2 工区 2 期:544,000m³)
埋立方法	セル方式

最終処分量	(単位: t)
焼却残渣	17, 366
破砕残渣	4, 107
直接埋立	4, 138

生活排水処理実施計画

- 1 対象地域 本市の行政区域内全域
- 2 対象となる廃棄物 本市内で発生する生活排水
- 3 計画期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 処理計画量

(単位:t)

し尿及び浄化槽汚泥	内	訳
排出量	し尿	浄化槽汚泥
77,665	8, 322	69, 343

5 生活排水処理の目標

市域内人口に占める割合(単位:%)

年	度	6年度目標
公共下水道	(A)	78.8
地域下水道	(B)	0.7
合併処理浄化槽	(C)	14.5
単独処理浄化槽		3.5
非水洗化(し尿収	集)	2.5
汚水衛生処理率	(A+B+C)	94.0

- 6 生活排水処理、し尿及び浄化槽汚泥の処理計画
 - (1) 公共下水道事業

令和6年度の公共下水道の主な整備予定区域は、下記のとおりとする。

① 土地区画整理事業に伴う区域

ア 谷山第三地区

② その他の区域

ア 吉野地区 など

- (2) 地域下水道事業
 - ① 市は、一部の地域の汚水を処理するため、地域下水道を設置する。
 - ② 地域下水道の名称及び処理区域は下記のとおりとする。

名称	処 理 区 域
	牟礼岡一丁目、牟礼岡二丁目及び牟礼岡三丁目の全部
牟礼岡団地地域下水道 	並びに宮之浦町の一部
松陽台地域下水道	松陽台町の全部

- (3) 浄化槽整備補助事業
 - ① 市は、公共下水道事業計画区域外及び地域下水道処理区域外の地区において、合併処理浄化槽の設置を促進する。

② 浄化槽汚泥の収集運搬は許可業者が行い、安定的な収集運搬体制を確保するため、下表のとおり収集区域を定める。

また、その処理は衛生処理センターで行う。

収 集 区 域	収集運搬実施主体
本庁、谷山支所、伊敷支所、吉野支所、桜島 支所管内(ただし旧東桜島支所管内に限る)	許可業者 11 社
吉田支所管内	許可業者 1 社
桜島支所管内(旧東桜島支所管内を除く)	許可業者 3 社
喜入支所管内	許可業者 2 社
松元支所、郡山支所管内	許可業者 2 社

- (4) し尿及び浄化槽汚泥の処理計画
- ① し尿の収集運搬は市(委託)及び許可業者が行い、安定的な収集運搬体制を確保するため、下表のとおり収集区域を定める。

また、その処理は衛生処理センターで行う。

収 集 区 域	収集運搬実施主体
本庁、谷山支所、伊敷支所、吉野支所、桜島	公益財団法人
支所管内 (ただし旧東桜島支所管内に限る)	鹿児島市環境サービス財団
吉田支所管内	許可業者 1 社
桜島支所管内(旧東桜島支所管内を除く)	許可業者 1社
喜入支所管内	許可業者 1 社
松元支所、郡山支所管内	許可業者 1 社

② し尿及び浄化槽汚泥等の中間処理において、衛生処理センターで発生するし渣は場外搬出後焼却処理を行い、脱水汚泥についてはメタン発酵の原料として有効利用し、一部焼却処分する。

し尿及び浄化槽汚泥の処理施設

	項	目		内 容
施	貢	艾	名	衛生処理センター
所	7	È	地	谷山港三丁目2番地1
敷	地	面	積	5, 755m ²
処	理	方	式	前処理後固液分離下水道投入
処	理	能	力	344 m³/日 (1日8時間運転)
供	用	開	始	平成 13 年 4 月